

志摩市 求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

志摩市は、本市の採用活動、インターンシップ、職場見学、および各種実習（教育実習、看護実習、福祉実習等）に参加される求職者や学生の皆様（以下「求職者等」といいます。）に対するあらゆるハラスメント行為を一切許容せず、就職活動や就業体験において安心・安全な環境を確保することをここに宣言します。

1. 基本方針

本市は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに類する行為、採用選考や実習指導における優越的な関係を背景としたパワーハラスメントに類する行為、ならびに妊娠・出産等に関する否定的な言動を固く禁じます。これらには、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や差別的な取扱いも含まれます。

2. 禁止される主な言動

本市の事務事業に従事するすべての職員は、求職者等に対し、対面・オンライン（SNS 等の私的な連絡を含む）を問わず、次に掲げる不適切な言動を行ってはなりません。

- (1)面接や実習中に、業務や実習に必要なでない性的な事実関係、交際状況等を不必要に尋ねること、又は不必要な身体への接触を行うこと。
- (2)職務上の優越的な立場（採用や実習評価への影響）を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事やデートへ誘うこと。
- (3)性別役割分担意識に基づく発言、又は性的指向・ジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。
- (4)採用の可否や実習の評価を条件として、不当な要求を受け入れさせようとする事。

3. 就職活動等におけるルールの遵守

本市は、求職者等との面談や接触に関し、以下のルールを徹底します。

- (1)面接や実習指導の実施に当たっては、原則として複数名の職員で対応し、密室での一对一の状況を極力回避します。
- (2)求職者等との連絡には本市が指定した公式な連絡手段（公用メール、公用電話等）を使用し、職員が個人の連絡先（私用スマートフォンや私的な SNS 等）を用いて直接連絡を取る行為を原則として禁止します。

4. 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、地方公務員法に基づく懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

5. 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等からのハラスメントに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、以下の相談窓口を設置します。

【相談窓口】 志摩市 総務部 総務課（人事研修係）

【連絡先】 0599-44-0201

【対応方針】

- 相談の申出があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮措置および再発防止策を講じます。
- 大学のキャリアセンターや実習担当窓口等の関係機関から情報提供があった場合も、当該機関と緊密に連携して誠実に対応します。

6. プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者および事実関係の確認に協力した方のプライバシー（性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な情報を含む）は厳重に保護します。

また、本市への相談や事実確認に協力したことを理由として、求職者等が採用選考や実習評価等において不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

令和8年10月1日 志摩市長 橋爪 政吉